

第5章 計画の推進に当たって

1 計画の推進

(1) 計画の周知

住民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるよう、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政の取組みだけでは十分とはいえません。地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら連携し、協働による地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、次回計画の見直しの際にアンケート調査などを行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握した上で、計画の点検・評価を行っていきます。